

指名競争入札事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する事業における指名競争入札(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される入札を除く。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指名業者 指名競争入札に参加させるものをいう。
- (2) 指名通知 指名業者に対し入札の参加を依頼することをいう。
- (3) 入札事務 指名業者選定から契約相手の決定までの事務をいう。
- (4) 入札執行責任者 契約担当者又は契約担当者から入札事務を委任された課等の長又は係長をいう。
- (5) 主管課長 入札に付す契約の担当課等の長をいう。

(対象事業)

第3条 指名競争入札により実施する事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条各号のいずれかに該当するもの
 - (2) 予定価格が富士川町財務規則(平成22年富士川町規則第38号)(以下「町財務規則」という。)第188条第1項に規定する金額から富士川町事後審査型条件付き一般競争入札実施要領第2条第1号から第5号までの金額未満のもの
- 2 前項第2号の規定は、契約内容等に特別な条件がある場合は、適用しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、契約内容等に特別な条件がある場合は、一般競争入札又は随意契約により実施するものとする。

(指名業者の数)

第4条 町財務規則第186条によると指名競争入札の方法により実施する場合は、可能な限り5者以上とされているが、おおむね、次の基準の数を指名するものとする。ただし、契約内容に特別な条件があり、この基準により難しい場合は、この限りではない。

- (1) 予定価格が500万円未満の場合、5者以上により実施する。

(2) 予定価格が500万円以上1000万円未満の場合、6者以上により実施する。

(3) 予定価格が1000万円以上5000万円未満の場合、7者以上により実施する。

(4) 予定価格が5000万円以上の場合、8者以上により実施する。

(指名参加資格)

第5条 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 富士川町における競争入札参加資格申請書を提出し受理されている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき富士川町の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

(4) 指名通知の日の6月前の日以降に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

(5) 指名通知の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に富士川町建設工事等入札参加資格申請書を提出し再度受理された者であること。

(7) 指名通知の日以降に山梨県又は町から指名停止の決定を受けている日が含まれている者でないこと。

(8) 指名通知の日1月前以降に山梨県発注工事において55点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、55点未満のなかで工事成績採点考査項目の法令遵守における1～4に該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が55点以上の者は、この限りでない。

(9) 対象事業に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と、資本若しくは人事面において関連のある者でないこと。

(指名業者の選定)

第6条 契約担当者は、富士川町入札資格等審査委員会において、前条に定める入札参加資格のほか業務(契約)内容により業者を選定する。

(指名通知)

第7条 指名通知は、指名業者へ郵送するものとする。ただし、工期等へ支障がきたす場合は、この限りではない。

(設計図書等)

第8条 積算に必要な設計図書等は、指名通知書の翌日から入札日まで町ホームページに掲載する。

2 指名業者からの質問は、原則として指名通知書に記載されている期間内に、質問状において受け付けるものとする。

3 質問に対する回答は、指名通知書に記載されている期間内に、FAXにて通知するものとする。

(現場説明会)

第9条 現場説明会は、原則として実施しないこととする。

(入札保証金及び契約保証金)

第10条 入札保証金は、町財務規則第159条によるものとし、町財務規則第160条に該当するものはこれを免除するものとする。

2 契約保証金は、町財務規則第161条に基づき納付させなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社(公共事業の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に変えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

(契約の確定)

第11条 契約は、契約担当者と請負者の双方が契約書に記名押印したときに確定する。

(議会の議決に付すべき契約)

第12条 富士川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
の範囲を定める条例(平成22年富士川町条例第56号)の規定により議会の議決が必要な契約については、仮契約を締結し、議会の議決が得られたときは、本契約を結ぶとともに、その旨を議決決定通知書において明らかにするものとする。

2 仮契約の相手方(共同企業体の場合はその構成員を含む。)が仮契

約期間中に対象工事の入札公告に掲げる競争入札参加資格を満たさなくなったとき又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき(指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は仮契約を解除するとともに本契約を締結しないこととする。この場合において、町は損害賠償の責を負わないものとする。

(談合等の不正行為に対する賠償金)

第13条 入札に参加しようとする者は、談合等の不正行為をしてはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、町財務規則に基づき、契約を解除するとともに、契約者は談合に対する賠償金として契約金額の100分の20に相当する額(損害額が契約金額の100分の20を超える場合は、当額損害額)を支払わなければならない。

(その他の事項)

第14条 見積期間については、建設業法施行令(昭和31年政令273号)第6条第1項第3号の規定に留意するとともに、当該期間については、富士川町の休日を定める条例(平成22年富士川町条例第2号)第1条に定める町の休日を原則として含めないものとする。

(補則)

第15条 総合評価落札方式による工事については、この要領に定めるほか富士川町建設工事総合評価実施要領(平成23年12月1日施行)の定めるところによる。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月16日から施行する。